

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく 情報の公表

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、令和6年4月1日現在の数値を公表いたします。

1：管理職に占める女性職員の割合

管理職総数	女性数	女性割合
2,822人	490人	17.4%

2：育児休業取得率及び平均取得日数

雇用区分		取得率	取得日数
正規雇用職員	男性	75.23%	103.90日
	女性	97.06%	520.18日
無期転換職員 有期雇用職員	男性	該当者なし	該当者なし
	女性	98.57%	326.02日

【対象期間】令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

※1 計算式

＜取得率＞ （男性）育児休業取得者数÷配偶者が出産した人数×100
（女性）育児休業取得者数÷出産した人数×100

＜平均取得日数＞ 育児休業を終了した労働者の取得日数÷育児休業を終了した労働者数

※2 令和5年度中に育児休業の終了日が属する場合、育児休業開始から終了まで全ての取得日数を計上

3：男女の賃金の差異

男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示したものは、以下のとおりです。

- 全ての労働者で比較した場合、60.8%
- 正規雇用労働者（フルタイム勤務の無期転換職員を含む）で比較した場合、67.1%
- 短時間・有期労働者で比較した場合、84.5%

【対象期間】令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

※1 対象者：令和5年度中に給与支給情報があった職員で、かつ令和5年度中に在籍している職員
（年度途中での採用・退職者、休業・休職者等を含む。）

※2 賃金：基本給、諸手当（通勤手当を除く）及び賞与を含み、退職手当は含まない。

※3 短時間・有期労働者：無期転換職員のうち短時間勤務者及び有期雇用職員（エルダー職員を含む）

《補足説明》

当機構において、賃金制度上は、男女の区分はありません。

正規雇用労働者のうち、正規雇用職員のみで比較した場合及び無期転換職員（フルタイム勤務者）のみで比較した場合の男女の賃金の差異は、以下のとおりです。

区分		男女の賃金の差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
正規雇用職員のみ		79.0%
	うち管理職	92.6%
	うち一般職	87.7%
無期転換職員（フルタイム勤務者）のみ		93.8%